

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】 税務住民課住民生活係

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金給付事業	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、迅速かつ的確に家計への支援を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 口座番号等	
記録範囲	全町民	
記録情報の収集方法	その他(令和2年4月27日現在の住民基本台帳を抽出)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	特定記録差出票(受領証)	

作成日(最終修正日): 令和 5年 7月 1日

法: 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令: 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課戸籍年金係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 世帯主氏名及び世帯主との続柄、6 本籍及び筆頭者氏名、7 住民日、8 住定日、9 従前住所、10 個人番号、11 住民票コード等	
記録範囲	下川町に住所を定めている者、下川町に住所を定めていた者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳法を根拠とする届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	総務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課戸籍年金係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録及び証明に関する事務のため利用する。	
記録項目	1 登録番号、2 住所、3 氏名、4 生年月日	
記録範囲	印鑑を登録し、印鑑登録証を交付した者	
記録情報の収集方法	印鑑の登録を希望する者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】 税務住民課戸籍年金係

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード管理簿	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード事務における申請および交付管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 カード到着日、4 交付前設定日、5 交付日	
記録範囲	下川町に住所を定めている者、下川町に住所を定めていた者	
記録情報の収集方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)を根拠とする申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	-	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)： 令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課戸籍年金係

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務及び関連事務を行うために利用する。	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者氏名、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 父母氏名、7 続柄、8 身分事項等	
記録範囲	下川町に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍法を根拠とする届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	戸籍法24条2項・3項・戸籍法施行規則41条・43条・45条による市町村長の職権による訂正、戸籍法113条、114条による家庭裁判所の許可の裁判による訂正、戸籍法116条による身分関係を確定する判決による訂正ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】 税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム賦課台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の賦課に利用のため	
記録項目	個人識別符号、個人番号、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、所得・収入、公的扶助受給、資産状況、口座番号等、介護保険認定区分等、被保護者	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	被保険者からの申請・申告、町道民税課税台帳からの所得情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	0	

作成日(最終修正日)： 令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税に利用のため	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、続柄、心身機能の障害、その他基本事項（標識番号、車名、車体番号、総排気量、登録年月日、主たる定置場、初度検査（届出）年、所有形態）通知書番号、納付日、納付額	
記録範囲	軽自動車税納税義務者	
記録情報の収集方法	軽自動車申告書、軽自動車協会等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方税共同機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	収納・滞納管理システム	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	町税等の徴収業務に利用のため	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、納税状況、滞納状況、口座番号	
記録範囲	納付義務者	
記録情報の収集方法	本人、官公庁、金融機関等から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	【対象科目】町税、個人道民税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	町道民税課税台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	町道民税の課税に利用のため	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、職業・職歴、所得・収入、公的扶助受給、口座番号、心身機能の障害等	
記録範囲	個人町道民税納税義務者等	
記録情報の収集方法	本人、その他(名寄税務署等)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日): 令和 5年 7月 1日

法: 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令: 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税課税に利用のため	
記録項目	住所、氏名、生年月日、資産状況	
記録範囲	固定資産税納税義務者等	
記録情報の収集方法	実地調査、登記済通知書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	北海道、税務署、法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】 税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム課税台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税課税に利用のため	
記録項目	【基本事項】被保険者番号、個人番号、氏名、性別、生年月日等、住所、住 定日、転出日、死亡日、異動事由 【経済状況】所得・収入、資産状況、納 税状況、公的扶助受給、口座番号等 【生活状況】家族状況、親族・続柄	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	被保険者からの申請・申告、町道民税課税台帳からの所得情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	北海道国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	下川町税務住民課
	(所在地)	〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】

税務住民課税務係

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料賦課台帳	
実施機関の名称	下川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の賦課に利用のため	
記録項目	被保険者番号、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、所得・収入、納付状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム、被保険者からの申請・申告、町道民税課税台帳からの所得情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	北海道後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	北海道後期高齢者医療広域連合
	(所在地)	〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日(最終修正日)：令和 5年 7月 1日

法：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

政令：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)